

| <b>令和 3 年度 第 3 回 日野市男女平等推進委員会 要点録</b> |  |
|---------------------------------------|--|
| 日 時                                   | 令和 4 年 3 月 25 日(金) 午後 6 時 30 分～8 時 10 分  |
| 場 所                                   | 市役所本庁舎 5F 505 会議室  |
| 出席者                                   | 鵜沢委員、須賀委員、大塚委員、白子委員、田中委員、藤山委員、事務局  |
| 欠席者                                   | 古賀委員、紫村委員、岩田委員、内藤委員  |
| 次 第                                   | <p>1 議題議題<br/>日野市パートナーシップ制度の検討について</p> <p>(1) 第 2 回推進委員会以後の追加検討項目等について【資料 1】</p> <p>(2) 条例改正案について【資料 2-1,2-2】</p> <p>(3) 規則改正案・各種様式案について【資料 3-1～3-4】</p> <p>2 第4次男女平等行動計画の目標設定について報告<br/>【次回定例会】</p> <p>日 時:7 月または 8 月を予定 18:30～<br/>会 場:日野市役所本庁舎 または 多摩平の森ふれあい館</p>   |
| 開会                                    | 司会より欠席者報告、会議に先立つ確認   |
| 議題1                                   | (1)第 2 回推進委員会以後の追加検討項目等について【資料 1】<br>第 2 回推進委員会から変更した箇所(「制度の開始時期」、「(3)申請要件」の「②性別等」・「③住所地」・「⑤その他」、「(4)申請方法」の「提出書類」の「住民票」・「戸籍抄本」について)及び追加の検討項目(「(6)その他事項」の「①再発行の届出」・「②申請文書の保存期間」・「③失効後の証明書の所持」・「④受付可能時間帯」・「⑤転出入の状況の確認(職権での資格削除)」)を資料 1 に基づいて説明。  |
| 意 見                                   | 【意見】<委員><br>全体的によくまとまっている。   |
| 議題 2                                  | (2)条例改正案について説明<事務局><br>資料 2-1,2-2 に基づき、改正のポイントを説明。   |
| 意 見                                   | <p>1. 資料 2-2:条例の名称について</p> <p>【意見①】&lt;委員&gt;例 1 の「日野市男女平等基本条例」が良いと思う。<br/>男女平等の定義に多様な性の概念が含まれているので、例 1 が良いと思う。</p> <p>【意見②】&lt;委員&gt;「日野市多様な性の平等基本条例」が良いと思う。<br/>多様な性だけで、すべての人に当てはまると思う。</p> <p>【意見③】&lt;委員&gt;例 1 の「日野市男女平等基本条例」が良いと思う。<br/>「男女」という表現を取るのは男女の格差問題が解決したように見えてしまう。「男女平等」に多様な性を含ませる例 1 が良いと思う。</p> <p>【意見④】&lt;委員&gt;例 2 の「日野市女性と男性及び多様な性の平等基本条例」が良</p> |

|       |  |
|-------|--|
|       | <p>いと思う。</p> <p>例 2 が、一目見て分かりやすいので、良いと思う。</p> <p>【意見⑤】&lt;委員&gt;例 1 の「日野市男女平等基本条例」が良いと思う。<br/>男女格差はまだ十分解消されているわけでないので、「男女平等」を残してほしい。<br/>長くなると一つ一つが薄く感じられる。</p> <p>【意見⑥】&lt;委員&gt;「日野市ジェンダー平等基本条例」が良いと思う。<br/>男女平等に多様な性の概念を含めて定義づけられていても、一見して男女のみの表現だと、居場所がないと感じる人がいると思う。ジェンダーという言葉は多義的に使用されているので、ジェンダー平等基本条例はどうか。</p> <p>2. 資料 2-2:定義について</p> <p>【意見】&lt;委員&gt;<br/>条例改正案 第2条の「(2)性別等」についての説明を見るに、すぐ上の「(1)男女平等」についての説明の中に出る「性別等」に当てはめると表現に違和感がある。「(1)男女平等」についての説明最初の「性別等」は「性別」にするべきではないか。</p> <p>【事務局】<br/>「性別」という言葉は男性・女性を表す言葉として用いるため、男性・女性の別のみではない多様な性のあり方を含めて「性別等」という表現にした。「男女平等」という言葉に「多様な性」の概念を追加するために「性別等」と表記している。</p> <p>3.資料 2-2:第 9 条第 3 号「男女間の均衡」について</p> <p>【意見】&lt;委員&gt;<br/>事務局案の「性別等に起因する機会の不均衡が生じないよう」という表現で良いと思う。</p> <p>4.資料 2-2:第 9 条第 3 号「審議会等における男女比の数値目標」について</p> <p>【意見】&lt;委員&gt;<br/>統計を取る意義等をきちんと明示して運用すると良いと思う。また、男女比の数値目標の確認のため統計を取る際には、本人の自認する性別が絶対的なので、統計の取り方については、留意したほうが良いと思う。</p> |
| 議題 3  | <p>(2)規則改正案について説明&lt;事務局&gt;<br/>資料 3-1～3-4 に基づき、規則改正案の構成、各種様式、本人確認の方法、苦情処理の対応について説明。</p>  |
| 質疑・意見 | <p>1.資料 3-2:宣誓証明書類について</p> <p>【質問①】&lt;委員&gt;<br/>通常の婚姻は、証明書はないが、なぜ作るのか。</p>   |

|     |   |
|-----|---|
|     | <p><b>【事務局】</b><br/> 婚姻は、戸籍などが婚姻関係の証明になる。パートナーシップ制度を利用しても戸籍は変えられないので、パートナー関係にあるという宣誓をしたことの証明書を発行することにした。</p> <p>2.資料 3-4:苦情処理について</p> <p><b>【意見①】&lt;委員&gt;</b><br/> 苦情処理の様式については、事務局の提案通りで良いと思う。</p> <p><b>【意見②】&lt;委員&gt;</b><br/> 男女差別などの男女間の問題に関する苦情などについて、苦情処理相談員への相談がなかったことについて、原因を究明したほうが良いと思う。</p> <p><b>【事務局】</b><br/> 相談自体は、毎年、年間 200 件程度寄せられており、内容に応じて女性相談や法律相談などで対応している。苦情処理相談員に寄せられる相談がなかったことについては、再度、この機会に機能させたいと思っている。</p> |
| その他 | <p><b>【事務局】</b><br/> 次回の委員会は令和4年 7 月または 8 月を予定しています。会場は日野市役所本庁舎 または 多摩平の森ふれあい館を予定していますが、日程が近くなりましたら、事務局よりメールにて詳細のご連絡をさせていただきます。</p>   |